

田河町に簡易水道敷設の請願(辻文雄君紹介)(第三二八八号)
千々石町に簡易水道敷設の請願(辻文雄君紹介)(第三二八九号)
重慶青備損傷傷者医療費全額国庫負担に関する請願(小金義照君紹介)(第三二九〇号)

三月二日
職傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願外三件(木村武雄君紹介)(第三二九五号)
同(柳田秀一君紹介)(第三三二二六号)
同外一件(大石ヨシエ君紹介)(第三三三六六号)

未復員者給与法の適用患者に生活扶助料支給に関する請願(武藤運十郎君紹介)(第三三二七号)
未復員者給与法の適用患者に生活扶助料支給に関する請願(山下春江君紹介)(第三三二八号)
同(鈴木直人君紹介)(第三三三六九号)
国立長野病院存置の請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三三三七号)

理容師美容師法の一部改正反対に関する請願(竹尾式君紹介)(第三三三八号)
消費生活協同組合に低利資金融資に関する請願(平野三郎君紹介)(第三三三〇号)
三三〇号)
御路港に検疫所設置の請願(伊藤郷一君紹介)(第三三三六号)

の審査を本委員会に付託された。
本日の会議に付した事件
参考人選定の件
連合審査会開会要求に関する件
小委員及び小委員長の選任に関する件
船員保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇六号)
健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)
厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)
日雇労働者健康保険法案(内閣提出第一三四号)

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案(内閣提出第一三五号)(予)
食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三六号)(予)

○平野委員長 これより会議を開きます。
まず連合審査会開会申入れの件についてお諮りいたします。現在恩給法の一部を改正する法律案が内閣より本院に提出され、内閣委員会においてこの軍人恩給復活の問題が審査されておるのではありませんが、この問題は遺族援護の問題と密接な関係があり、委員諸君からもこの審査に参加したいとの要望も強いので、内閣委員会に、当委員会との連合審査を開くべく申入れを行い、これの日時の決定その他に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、そのように決するに御異議ありませんか。

○平野委員長 御異議なしと認め、そのように決します。
○平野委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○平野委員長 次に当委員会においてインスターン制度の問題の調査の参考にするため、同問題に關係する人々から意見を聴取したいとの申出がありましたので、お諮りいたします。インスターン制度の問題の調査のため、当委員会において参考人より意見を聴取すべ

く参考人の選定、調査する日時その他に關しましては、委員長に御一任願いたいのでありますが、そのように決するに御異議ありませんか。
○平野委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○平野委員長 次に日雇労働者健康保険法案、消費生活協同組合資金の貸付に關する法律案及び食品衛生法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、政府より説明を聴取いたしました存じます。

日雇労働者健康保険法案
日雇労働者健康保険法

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 被保険者(第六条—第八章)
- 第三章 保険給付(第九条—第二十七條)
- 第四章 費用の負担(第二十八條—第三十七條)
- 第五章 保健施設及び福祉施設(第三十八條)
- 第六章 審査の請求(第三十九條—第四十條)
- 第七章 雑則(第四十一條—第五十一條)
- 第八章 罰則(第五十二條—第五十七條)

に對して保険給付を行うことによつて、その生活定実と寄与することを目的とする。
(被保険者)
第二条 日雇労働者健康保険の被保険者は、政府とする。
2 日雇労働者健康保険の事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に行わせることができる。

(用語の定義)
第三条 この法律で「日雇労働者」とは左の各号の一に該当する者をいふ。
一 臨時に使用される者であつて、左に掲げるもの。但し、同一の事業所又は事務所(以下単に「事業所」といふ)において、イに掲げる者にあつては一箇月の期間をこえ、ロに掲げる者にあつては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合(所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至つた場合を除く)を除く。
イ 日雇い入れられる者
ロ 二箇月以内の期間を定めて使用される者
二 季節的業務に使用される者。但し、継続して四箇月をこえて使用されるべき場合を除く。
三 臨時的業務の事業所に使用される者。但し、継続して六箇月をこえて使用されるべき場合を除く。

2 この法律で「被扶養者」とは、被保険者又は被保険者であつた者の直系尊属、配偶者(届出をしないが、事実上婚姻關係と同様の事情

にある者を含む)、子及び孫であつて、これらの者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者の収入により、生計を維持する者をいふ。
3 この法律で「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問はず、労働の対償として、事業主が日雇労働者に支払うすべてのものをいふ。
(賃金日額)
第四条 賃金日額は、左の各号によつて算定する。
一 賃金が日によつて定められる場合においては、その額
二 賃金が二日以上以上の期間によつて定められる場合においては、その額をその期間の総日数で除して得た額
三 賃金が時間、かき高又は請負によつて定められる場合においては、被保険者が現に使用される事業所において、同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者が一日において受ける賃金の額を平均した額
四 前各号の二以上に該当する賃金を受ける場合においては、それぞれその賃金につき、前各号によつて算定した額の合算額
五 一日において二以上の事業所に使用される場合においては、はじめに使用される事業所から受ける賃金につき、前各号によつて算定した額

2 前項の場合において、賃金中通貨以外のもので支払われるものについては、その価額は、その地方の時価により、都道府県知事が定める。

（諮問）

第五条 厚生大臣は、日雇労働者健康保険事業の運営に関する事項であつて、企画、立法又は実施の大綱に関するものは、あらかじめ、社会保険審議会に諮問するものとする。

第二章 被保険者

（被保険者）

第六条 左の各号の一に該当する事業所に使用される日雇労働者は、日雇労働者健康保険の被保険者とする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十三条第一号の事業所又は同条第二項の事務所

二 健康保険法第十四条第一項の規定による認可があつた事務所

三 前二号に掲げる事業所以外の事業所であつて、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第二条に定める失業対策事業又は公共事業を行うもの

（適用除外）

第七条 日雇労働者は、前条各号に掲げる事業所において、引き続き二箇月間に通算して二十八日以上使用される見込みがないことが明らかであるとき、健康保険法第二十条の規定による被保険者であるとき、その他特別の事由があるときは、前条の規定にかかわらず、厚生大臣の承認を得て、一定期間、被保険者とならないことができる。

（日雇労働者健康保険被保険者手帳）

第八条 日雇労働者は、第六条の規定によつて被保険者となつたとき

（給付）

は、被保険者となつた日から起算して五日以内に、保険者に日雇労働者健康保険被保険者手帳（以下「被保険者手帳」という。）の交付を申請しなければならない。但し、すでに被保険者手帳の交付を受けて、これを所持している場合において、その被保険者手帳に日雇労働者健康保険印紙（以下「健康保険印紙」という。）をちよう付すべき余白があるときは、この限りでない。

（受給要件）

2 保険者は、前項の申請があつたときは、被保険者手帳を交付しなければならない。

（療養の給付）

3 被保険者手帳の様式及び交付その他被保険者手帳に必要事項は、厚生省令で定める。

（療養の給付）

第九條 被保険者（被保険者であつた者を含む。この章において以下同じ。）が療養の給付又は家族療養費の支給を受けるには、被保険者又は被扶養者が疾病にかかり、又は負傷した日の属する月の前二箇月間に、通算して二十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

（療養の給付）

2 保険者は、被保険者が前項の受給要件をそなえることを被保険者手帳によつて証明して申請したときは、受給資格証明書を交付するものとする。

（療養の給付）

第十條 被保険者の疾病又は負傷に關しては、左に掲げる療養の給付を行う。

（療養の給付）

一 診察
二 薬剤又は治療材料の支給
三 処置、手術その他の治療（歯科診療における補綴を除く。）
四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送

（療養の給付）

2 前項第四号から第六号までに定める給付は、健康保険法第四十三条第二項の規定に基き命令で定める場合及び保険者が必要と認める場合に限り、行うものとする。

（療養の給付）

第十一條 被保険者が前条第一項第一号から第四号までの給付を受けようとするときは、受給資格証明書を健康保険法の規定により指定された保険医（以下「保険医」という。）及び同法の規定によつて指定された保険薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）並びに保険者の指定する者のうち自己の選定した者に提出して、その者から受けるものとする。

（療養の給付）

2 前項の規定によつて給付を受ける者は、その給付を受ける際、健康保険法の規定により厚生大臣の定める初診料の額に相当する額を、一部負担金として、支払わなければならない。

（療養の給付）

第十二條 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法第四十三条ノ四第一項の規定に基き厚生大臣の定めるところに従つて、被保険者及び被扶養者の療養を担当しなければならない。

（療養の給付）

第十三條 保険医若しくは保険薬剤師又はこれらを使用する者が、療養の給付に關して被保険者に請求すべき額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額とする。

（療養の給付）

第十四條 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關しては、その開始の日から起算して三箇月を経過したときは、行わない。

（療養の給付）

第十五條 保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が緊急その他やむを得ない事由のため、保険医及び保険者の指定する者以外の医師、歯科医師その他の者の診療又は手当を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

（療養の給付）

2 保険者は、被保険者が、第九條第二項に規定する受給資格証明書の交付を受けないで保険医又は保険者の指定する者の診療を受けた場合において、受給資格証明書の交付を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない事由によるものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給するものとする。

（療養の給付）

第十六條 療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額を標準として、

（療養の給付）

2 前項の療養に要する費用の算定については、第十三條第二項の規定を準用する。但し、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。

（療養の給付）

第十七條 被扶養者が、受給資格証明書を被保険者、保険薬剤師及び保険者の指定するうち自己の選定した者に提出して、その者から第十條第一項各号に掲げる療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

（療養の給付）

2 家族療養費の額は、療養に要する費用の百分の五十に相当する額とする。但し、現に療養に要した費用の百分の五十に相当する額をこえることができない。

（療養の給付）

3 第一項の場合においては、保険者は、療養に要した費用のうち、同項の規定により家族療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を、被保険者に代り、当該保険医、保険薬剤師若しくは保険者の指定する者又はこれらを使用する者に支払うことができる。

（療養の給付）

4 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

（療養の給付）

5 第十條第二項、第十三條第二項及び第十四條から前条までの規定は、家族療養費の支給に準用する。この場合において、前条第一項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額」とあるのは、「療養に要する費用の百分の五十に相当する額」と、

（療養の給付）

師又はこれらを使用する者が、療養の給付に關して被保険者に請求すべき額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額とする。

（療養の給付）

師又はこれらを使用する者が、療養の給付に關して被保険者に請求すべき額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額とする。

（療養の給付）

師又はこれらを使用する者が、療養の給付に關して被保険者に請求すべき額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額とする。

（療養の給付）

師又はこれらを使用する者が、療養の給付に關して被保険者に請求すべき額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額とする。

（療養の給付）

師又はこれらを使用する者が、療養の給付に關して被保険者に請求すべき額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額とする。

（療養の給付）

師又はこれらを使用する者が、療養の給付に關して被保険者に請求すべき額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額とする。

同条第二項但書中「現に療養に要した費用の額」とあるのは「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する額」と読み替えるものとす

（他の社会保険による給付等との調整）

第十八条 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定によつてこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

2 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法の規定によつて、この法律の規定による家族療養費の支給に相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。

3 家族療養費の支給は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法の規定によつて、これに相当する給付又はこの法律の規定による療養の給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

4 療養の給付及び家族療養費の支給は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）の規定によつて、これに相当する給付があつたときは、そ

の限度において、行わない。
5 前項の規定は、他の法律の規定によつて、国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給があつた場合に、準用する。

（給付制限）

第十九条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生ぜしめたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。
第二十条 被保険者が、闘争、酔い又は著しい不行跡によつて給付事由を生ぜしめたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第二十一条 被保険者が、左の各号の一に該当する場合には、その期間に係る保険給付は、行わない。
一 日本国外にあるとき。
二 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。
三 監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

2 保険者は、被保険者が前項各号の一に該当する場合においても、被扶養者に係る保険給付を行うことを妨げない。
第二十二条 保険者は、被保険者が、正当な理由がないにもかかわらず、療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができる。

第二十三条 保険者は、被保険者が、正当な理由がないにもかかわらず、第四十七条の規定による診断を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

第二十四条 第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び前二条の規定は、被扶養者に準用する。この場合においてこれらの規定中「保険給付」とあるのは、「被扶養者に係る保険給付」と読み替えるものとする。

（損害賠償請求権）

第二十五条 保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、当該給付事由について行ふべき保険給付の額の限度で、被保険者又は被扶養者がその第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
（受給権の保護）

第二十六条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
（租税その他の公課の禁止）

第二十七条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。
第四章 費用の負担

（国庫の負担）
第二十八条 国庫は、毎年度予算の範囲内において、日雇労働者健康保険事業の執行に要する費用を負担する。
（保険料の徴収）
第二十九条 保険者は、日雇労働者健康保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。
（保険料額）
第三十条 保険料は、被保険者の賃金日額が百六十円以上の場合には第一級、百六十円未満の場合には第二級とし、その額は、一日につき、

第一級にあつては十六円、第二級にあつては十三円とする。
2 被保険者の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級にあつては八円、第二級にあつては五円とし、事業主の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級のいずれにあつても、八円とする。
（保険料の納付義務及び納付の方法）

第三十一条 事業主（被保険者が一日において二以上の事業所に使用される場合において二以上の事業所に使用される場合においては、はじめにその者を使用する事業主とする。以下同じ）は、被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担する保険料を納付しなければならない。
2 前項の規定による保険料の納付は、被保険者が提出する被保険者手帳に健康保険印紙をちよう付し、これに消印して行わなければならない。

3 被保険者手帳を所持する被保険者は、第六条各号に掲げる事業所に使用される日ごとに、その被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。
4 事業主は、被保険者を使用する日ごとに、被保険者にその所持する被保険者手帳の提出を求めなければならない。

5 事業主は、第一項の規定により保険料を納付したときは、被保険者の負担すべき保険料額に相当する額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、被保険者にその旨を告げなければならない。
（帳簿の備付及び報告）
第三十二条 事業主は、その事業所ごとに健康保険印紙の受払に関する帳簿を備え付け、被保険者を使用するつど、これにその受払状況を記載し、且つ、翌月末日までに、保険者にその受払状況を報告しなければならない。

（保険料の決定及び追徴金）
第三十三条 事業主が第三十一条の規定による保険料の納付を怠つたときは、保険者は、その調査に基づいて、その納付すべき保険料額を決定し、これを事業主に告知する。
2 事業主が、正当な事由がないと認められるにもかかわらず、第三十一条の規定による保険料の納付を怠つたときは、保険者は、厚生省令の定めるところにより、前項の規定によつて決定された保険料額の百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。但し、決定された保険料額が千円未満であるときは、この限りでない。
3 追徴金を計算するにあたり、決定された保険料額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
4 第二項に規定する追徴金は、その決定がなされた日から十四日以内に、保険者に納付しなければならない。
（徴収金の督促及び滞納処分）
第三十四条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、保険者は、期限を

指定して、これを督促しなければならぬ。

2 前項の規定によつて督促をしよ
うとするときは、保険者は、納付
義務者に対して督促状を發する。
この場合において、督促状により
指定すべき期限は、督促状を發す
の日から起算して十日以上経過し
た日でなければならぬ。

3 第一項の規定による督促を受け
た者が、その指定の期限までに、
保険料その他この法律の規定によ
る徴収金を納付しないときは、保
険者は、国税滞納処分例によつて、
これを処分し、又は滞納者の
居住地若しくはその者の財産所在
地の市町村(特別区を含むもの)
とし、地方自治法(昭和二十二年法
律第六十七号)(第五十五條第二
項)の市にあつては区とする。以下
同じ。に対して、その処分を請求
することができる。

4 市町村は、前項の規定による処
分の請求を受けたときは、市町村
税の例によつて、これを処分する
ことができる。この場合において
は、保険者は、徴収金の百分の四
を当該市町村に交付しなければな
らぬ。

(延滞金)

第三十五條 前條第二項の規定によ
つて督促をしたときは、保険者
は、保険料額百円につき一日八錢
の割合で、納期限の翌日から、保
険料完納又は財産差押の日の前日
までの日数によつて計算した延滞
金を徴収する。但し、左の各号の
一に該当する場合又は滞納につ
き、やむを得ない事情があると認

められるときは、この限りでな
い。

一 保険料額が千円未満であると
き。

二 納付義務者の住所若しくは居
所が国内にないため、又はその
住所及び居所がともに明らかで
ないため、公示送達の方法によ
つて督促したとき。

2 前項の場合において、保険料額
の一部につき納付があつたとき
は、その納付の日以後の期間に係
る延滞金の計算の基礎となる保険
料は、その納付のあつた保険料額
を控除した金額による。

3 延滞金を計算するにあたり、保
険料額に千円未満の端数があると
きは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに保
険料を完納したとき、又は前三項
の規定によつて計算した金額が十
円未満のときは、延滞金は、徴収
しない。

5 延滞金の金額に十円未満の端数
があるときは、その端数は、切り
捨てる。

(先取特権の順位)

第三十六條 保険料その他この法律
の規定による徴収金の先取特権の
順位は、市町村その他これに準ず
べきものの徴収金に次ぎ、他の公
課に先だつものとする。

(送達)

第三十七條 保険料その他この法律
の規定による徴収金に関する書類
の送達については、国税徴収法
(明治三十年法律第二十一号)第四
條ノ九及び第四條ノ十の規定を準
用する。

第五章 保健施設及び福祉施設

(保健施設及び福祉施設)

第三十八條 保険者は、被保険者又
は被保険者であつた者及び被扶養
者の疾病若しくは負傷の療養若し
くはその健康の保持増進のために
必要な施設をし、又はこれに必要
な費用を支出することができる。

第六章 審査の請求

(審査及び再審査)

第三十九條 保険給付に関する決定
に不服がある者は、社会保険審査
官の審査を請求し、その決定に不
服があるときは、社会保険審査会
に再審査を請求することができる。

2 前項の規定によつて社会保険審
査を請求した日から六十日以内に
決定がないときは、請求者は、社
会保険審査官が審査の請求を棄却
したものとなつて、社会保険審
査会に再審査を請求することがで
きる。

3 第一項の審査及び前二項の再審
査の請求は、時効の中断に關して
は、裁判上の請求とみなす。

第四十條 保険料その他この法律の
規定による徴収金に関する決定そ
の他の処分不服がある者は、社
会保険審査会に審査を請求するこ
とができる。

第七章 雜則

(時効)

第四十一條 保険料その他この法律
の規定による徴収金を徴収し、又
はその還付を受ける権利及び保険
給付を受ける権利は、二年を経過
したときは、時効によつて消滅す
る。

2 前項の時効の中断、停止その他
の事項に關しては、民法(明治二
十九年法律第八十九号)の時効に
關する規定を準用する。但し、保
険者のなす保険料その他この法律
の規定による徴収金の告知又は督
促は、民法第五十三條(催告)の
規定にかかわらず、時効中断の効
力を生ずる。

(期間の計算)
第四十二條 この法律又はこの法律
に基く命令に規定する期間の計算
については、民法の期間に關する
規定を準用する。

(印紙税の非課税)
第四十三條 日雇労働者健康保険に
關する書類には、印紙税を課さな
い。

(無料証明)
第四十四條 保険者又は被保険者若
しくは被扶養者であつた者は、戸
籍又は住民登録の事務を掌るに對
して、被保険者若しくは被扶養者
であつた者又は被扶養者若しくは
被扶養者であつた者の戸籍又は住
民票の記載事項について、無料で
証明を求めることができる。

(届出の義務)
第四十五條 被保険者を使用する事
業主は、厚生省令の定めるところ
により、被保険者の異動、賃金そ
の他厚生省令の定める事項を保險
者に届け出なければならない。

第四十六條 被保険者又は被保險者
であつた者は、被扶養者に異動を
生じた場合、療養の給付期間が満
了した場合その他厚生省令で定め
る場合においては、保険者とその
旨を届け出なければならない。

(強制診断)

第四十七條 保険者は、療養の給付
若しくは療養費の支給又は家族療
養費の支給を行うにつき、必要が
あると認めるときは、当該被保險
者若しくは被扶養者であつた者又
は被扶養者の診断を行うことがで
きる。

(報告の徴収等)

第四十八條 厚生大臣は、保険給付
の決定又は保険料の徴収に關して
必要があると認めるときは、被保
険者を使用する事業主に対して、
被保險者の異動、賃金その他必要
と認める事項の報告を命じ、又は
当該職員に、事業所に立ち入つ
て、事業主、被保險者その他の関
係人に質問させ、若しくは帳簿そ
の他の物件を検査させることがで
きる。

2 前項の規定によつて質問及び檢
査を行う当該職員は、その身分を
示す証票を携帯し、且つ、関係人
の請求があつたときは、これを呈
示しなければならない。

(診療録等の検査)
第四十九條 厚生大臣は、保険給付
に關して必要があると認めるとき
は、当該職員に、診療、調剤又は
手当をした者の診療施設その他の
施設に立ち入つて、診療録その他
の帳簿書類を検査させることがで
きる。

(職権の委任)
第五十條 この法律で定める厚生大
臣の職権の一部は、政令の定める
ところにより、都道府県知事に委
任することができる。

(実施規定)

第五十一條 本法は、昭和二十八年三月三日

第五十一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第八章 罰則

(罰則)

第五十二条 第三十一条第一項の規定に違反して、保険料を納付せず、又は第三十二条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、若しくは報告せず、若しくは虚偽の報告をなした者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第四十八条の規定に違反して、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の間に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第八条の規定に違反して虚偽の申請をした者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第四十九条の規定に違反して、当該職員の検査を拒み、妨げ、又は拒否した者は一万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第八条の規定に違反して、申請せず、又は第三十一条第三項の規定に違反して、被保険者手帳を提出しなかつた者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前五条の違反行

為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十八年六月一日から施行する。但し、第二十八條の規定は、この法律の実施のためにあらかじめ必要な限度において、同年四月一日から適用し、保険給付及び保険料に関する規定は、同年八月一日から施行する。(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五五條第五七号を次のように改める。

五十七 健康保険及び船員保険に關し、療養に要する費用を定めること。

第五五條第五七号の次に次の一号を加える。

五十七之二 政府の管掌する健康保険並びに船員保険及び日雇労働者健康保険に關し、診療契約を締結すること。

第五五條第六二號を次のように改める。

六十二 政府の管掌する健康保険又は厚生年金保険、船員保険若しくは日雇労働者健康保険の保険料を徴取すること。

第十四條中第五號を第六號とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第四號の次に次の一号を加える。
五 日雇労働者健康保険事業を行うこと。

(健康保険法の一部改正)
3 健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十九條ノ三、第五十九條ノ四及び第五十九條ノ五をそれぞれ第五十九條ノ四、第五十九條ノ五及び第五十九條ノ六とし、第五十九條ノ二の次に次の一條を加える。

第五十九條ノ三 前條ノ規定ニ依ル家族療養費ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第...)

4 船員保険法の一部を次のように改正する。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 前條ノ規定ニ依ル家族療養費ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第...)

5 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十四條の次に次の一條を加える。
(家族療養費の支給の制限)
第三十四條の二 家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り發した疾病に關し、日雇労働者健康保険法(昭和二十八

年法律第...号)の規定による療養の給付があつたときは、その限度において、これを支給しない。

(国民健康保険法の一部改正)

6 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第八條ノ十五第一項中第二號を第三號とし、第三號を第四號とし、第一號の次に次の一号を加える。

二 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第...号)第八條ノ規定ニ依リ日雇労働者健康保険被保険者手帳ノ交付ヲ受ケ六月ヲ経過セザル者但シ同法第七條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケ同法ノ被保険者ト為ラザル期間内ニ在ル者ヲ除ク

第十四條第一項中第二號を第三號とし、第三號を第四號とし、第一號の次に次の一号を加える。

二 日雇労働者健康保険法第八條ノ規定ニ依リ日雇労働者健康保険被保険者手帳ノ交付ヲ受ケ六月ヲ経過セザル者但シ同法第七條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケ同法ノ被保険者ト為ラザル期間内ニ在ル者ヲ除ク

第三十七條ノ四 第一項中第二號を第三號とし、第三號を第四號とし、第一號の次に次の一号を加える。

二 日雇労働者健康保険法第八條ノ規定ニ依リ日雇労働者健康保険者手帳ノ交付ヲ受ケ六月ヲ経過セザル者但シ同法第七條ノ規定ニ依ル承認ヲ受

ケ同法ノ被保険者ト為ラザル期間内ニ在ル者ヲ除ク
(社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に關する法律の一部改正)

7 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に關する法律(昭和二十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一條 第二條及び第七條中「船員保険事業」を「日雇労働者健康保険事業、船員保険事業」に改める。

第三條第一項第一号及び第二号中「船員保険」を「日雇労働者健康保険、船員保険」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

8 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」の下に「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第...号)」を加える。

(結核予防法の一部改正)

9 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「健康保険法大正十一年法律第七十号」の下に「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第...号)」を加える。
(印紙をもつてする歳入金納付に關する法律の一部改正)

10 印紙をもつてする歳入金納付に

関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項但書中「失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十八条の十一第一項」の下に「又は日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号第三十一條第一項）を加え、同条第二項中「及び失業保険法第三十八条の十二第一項に規定する失業保険印紙」を「失業保険法第三十八条の十二第一項に規定する失業保険印紙及び日雇労働者健康保険法第三十一條第二項に規定する日雇労働者健康保険印紙」に改める。

第三条第一項中「失業保険印紙」の下に「又は日雇労働者健康保険印紙」を、「労働大臣」の下に「又は厚生大臣」を加え、同条第二項中「及び失業保険印紙」を、「失業保険印紙及び日雇労働者健康保険印紙」に改める。

（所得税法の一部改正）
11 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第八条第六項第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第二号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）の規定により被保険者として負担する日雇労働者健康保険の保険料

（地方財政法の一部改正）
12 地方財政法（昭和二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第九号）の一部を次のように改正する。
第十条の四第六号中「健康保険」の下に「日雇労働者健康保険」を加える。

（地方税法の一部改正）
13 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二百六十二條第三号中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）」の下に「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）」を加える。
第六百七十二條第三号、第七百四十四條第十一項及び第七百七十七條第四項中「健康保険法」の下に「日雇労働者健康保険法」を加える。

（国庫出納金等端数計算法の一部改正）
14 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第七條第一項第七号中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）」第十一條第三項の下に「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）」第三十五條を加える。

（この法律の目的）
第一条 この法律は、消費生活協同組合の協同施設等の設備に必要な資金の貸付を行う都道府県に対し

て、長期且つ低利に、貸付資金を貸し付けることによつて、消費生活協同組合の事業の健全な発達を図り、もつて協同組織による国民生活の合理的改善を助長することを目的とする。

（都道府県に対する国の貸付）
第二条 政府は、都道府県が、厚生省令で定める基準に適合する消費生活協同組合に対して、左の各号に掲げる資金を貸し付けるときは、その都道府県に対して、当該貸付金額の二分の一に相当する貸付資金を貸し付けることができる。
一 共同洗たく所、共同浴場その他の協同施設設備に必要な資金
二 組合員の生活に必要な物資の加工又は生産のための施設の設備に必要な資金
三 前各号の施設以外の施設で厚生省令で定めるものの設備に必要な資金

（国の貸付金の条件）
第三条 前条の規定による国の貸付金の利率その他の条件は、左の各号に定めるところによる。
一 利率 年三分
二 貸付期間 七年（据置期間を含む。）
三 償還方法 五年元本均等償還
2 前項第二号の据置期間は、貸付をした日から二年間とする。
3 前条の規定による国の貸付金の貸付を受けた都道府県が、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき、償還金の支払を怠つたとき、又は貸付契約の条項に違反したときは、政府は、当該都道府県

に対して、国の貸付金の全部又は一部の一時償還を請求することができる。

（都道府県の貸付）
第四条 第二条の規定による国の貸付金の貸付を受けた都道府県は、消費生活協同組合に対して、同条各号に掲げる資金を貸し付ける場合には、一組合当りの貸付の限度及び利率その他の貸付条件について、厚生省令で定めるところに従わなければならない。但し、国から貸付を受けた貸付金の二倍の額をこえて貸し付ける場合においては、そのこえる部分については、この限りでない。

（施行期日）
1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
（厚生省設置法の一部改正）
2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第五十條中第五十四号の次に次の一号を加える。
五十四の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律（昭和二十八年法律第 号）の定めるところにより、都道府県に資金を貸し付けること。
第十二條中第八号の次に次の一号を加える。
八の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律を施行すること。

食品衛生法の一部を改正する法律
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第七項中「製造し」の下に「輸入し」を加える。
第四条中「製造し」の下に「輸入し」を加える。
第五条中「その他の物をいう。」を「その他の物をいう。以下同じ。」に改め、同条に次の一項を加える。
「その他の肉及び臓器は、輸出国の政府機関によつて発行され、且つ、前項の省令を以て定める疾病にかかり、若しくはその疑があり、又はへい死した獣畜の肉又は臓器でない旨及び、殺年月日その他省令を以て定める事項を記載した証明書又はその写を添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならない。」
第六条中「製造し」の下に「輸入し」を加える。
第七条第二項中「添加物を販売し」の下に「若しくは輸入し」を加え、「その規格に合わない食品若しくは添加物を製造し」の下に「輸入し」を加える。
第九条中「製造し」の下に「若しくは輸入し」を加える。
第十条第二項中「販売の用に供するために製造し」の下に「若しくは輸入し」を加える。
第二十二条中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改め、「当該官吏を」「当該官吏員」に改める。

第三十条第一項中「第五條」を「第五條第一項」に改める。

第三十一条第一号中「第七條第二項」を「第五條第二項、第七條第二項」に、同條第三号中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第五條の改正規定は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

○山縣國務大臣 ただいま上程いたしました日雇労働者健康保険法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

健康保険制度が広く一般被用者を対象としているものであり、全被用者が本制度を享受すべきことは申すまでもないところであります。政府といたしましては、昨年以來鋭意調査検討を重ねて参りました結果、別途提案いたしております健康保険法の一部改正法律案により、その適用範囲を拡張いたしますとともに、各方面の要望にこたえ、ここに日雇労働者健康保険法案を提案申し上げた次第であります。本制度を健康保険法と別個の制度といたしましたのは、日雇労働者の就労の実態に照し、健康保険の制度と同一の運営をはかることが困難であると考へたからであります。

次に法案の要点について申し上げますと、第一に、適用の対象といたしましては、まづ健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者を被保険者として健康保険との制度的均衡をはかるとともに、失業対策事業または公共事

業に就労する者を被保険者として日雇労働者の生活実態に即するよう配慮いたしました。

第二に、保険給付につきましては、保険料負担の限度を考慮いたしまして被保険者及び被扶養者に対し、健康保険に準じて療養の給付及び家族療養費を支給することとし、その期間は三箇月といたしました。なお、疾病にかかりまたは負傷した日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日以上の保険料が納付されていることを支給要件として、日雇労働者の就労の実態と日雇労働者に対する失業保険との制度的バランスを考慮することといたしております。

第三に、保険料につきましては、日雇労働者に対する失業保険の方法を取入れ、一級と二級とに区分して、事業主に印紙をもつて納付させることといたしましたのであります。

以上、法律案の概要について御説明申し上げますが、本制度はとりあえず健康保険の最も主体をなす療養の給付及び家族療養費を内容として制度の発足を企図いたしましたわけでありまして、なお、将来保険運営の実際に際し、諸種の条件の具備をまつて、漸次その充実をはかりたいと存する次第であります。

次に消費生活協同組合資金の貸付に關する法律案提出の理由について御説明申し上げます。

消費生活協同組合法が施行されましたから四年余り経過いたしました。その間組合の発展が国民生活の安定と改善に及んだ役割は大なるものがあると考へられます。しかるに組合の重要な仕事であるべき国民、ことに都市生活

者の生活改善のための事業につきましては、そのための施設設備資金がなないために、いまだきわめて不十分でありますので、国と都道府県とが協力してこの資金を組合に貸し付けて、事業の健全な発達をはかる必要があります。これが本法案を提出した理由であります。

以下この法律案の内容について、その要点を概略説明申し上げます。都道府県が厚生省令で定める基準に適合する消費生活協同組合の共同洗濯所、共同浴場等の協同利用施設の設備に要する資金を貸し付けた際、その半額を国から都道府県に対して貸し付けることにより、生協組織による国民生活の合理的改善を助長するという建前であります。

次にその条件は、非営利事業の設備資金であることから、ある程度長期かつ低利でなければならぬので、国から都道府県に対する貸付金については、利率年三分、貸付期間七年、うち最初の二年を据置期間として元本をすえ置き、償還方法は、利子は各年払いとし、元本はすえ置き期間経過後五年均等年賦償還としております。また都道府県から組合に対する貸付金については、本制度の趣旨と都道府県の個々の事情とを勘案して、厚生省令で一定の限度を設け、そのわく内で自主的に決定し得るようしております。

次に食品衛生法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

付されたものでなければ輸入してはならないこととし、これらに違反して輸入された食品につき必要な行政処分を行うことができるようにしようとするものであります。すなわち、戦後食糧需給の逼迫した際に輸入されました食品中には、衛生上いかにわしいものもかなりあり、このため多くの中毒その他の事故の発生を見たのであります。が、食糧需給のはげ平常化したと考へられます。今日におきましても、なお相当量の衛生上不良食品が輸入されている現状であります。

この輸入食品による事故を防止いたしますためには、それを流通、消費の段階において、監視することも必要でありましようが、輸入食品は、もともと国内産の食品と異なり製造、加工等の段階において、わが国の監視を受けていないものでありますから、これだけでは不十分であります。どうしてもその輸入時に十分注意して衛生不良な食品を輸入しないようにするとともに、万一、衛生上不良な食品が輸入されました場合には、ただちに適当な措置をとることが必要であり、かつ、能率的であると考えるのであります。また食肉等は、人畜共通の疾病の感染源となる危険性が強いものでありますので、国内においては、すべて屠場におきましては厳重な検査を経ておりますが、輸入食肉等につきましては、わが国においてこのような検査を行うことができませんので、同様な検査の結果安全であることを相手国に保障してもらう必要があると考へるのであります。

以上、提案理由につきまして御説明いたしました。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに議決あらんことを切望する次第であります。

○平野委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

○平野委員長 次に、この際小委員会を設置、並びに小委員、小委員長の選任についてお諮りいたします。理容師美容師法の改正問題について、小委員八名よりなる理容師美容師法の改正に關する小委員会を設置することとし、小委員並びに小委員長の選任に關しましては、委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議なしと認め、小委員には、

- 新井 京太君 勝俣 稔君
 - 野澤 清人君 日高 忠男君
 - 山下 春江君 堤 ツルヨ君
 - 島上善五郎君 只野直三郎君
- の八君をそれぞれ指名し、小委員長には野沢清人君を指名いたします。

○平野委員長 次に船員保険法の一部を改正する法律案、健康保険法の一部を改正する法律案、及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、審査を進めます。質疑の御申出があればお許しいたします。なお厚生大臣に対しまして御質問があれば、この際御発言を願います。堤ツルヨ君。

○堤(ツ)委員 私は本日御提案になりましたこの法律案を離れて、ひとつ厚生大臣の御所見を承りたいと思つてござります。この当委員会に、実は議員提案となりましてハイアライ法案が出ております。これは、私なども知ら

ないうちに名前を利用して、提案者になつて被害をこうむつておる一人でございますが、即刻取消しまして、わが党のこの法案に対する態度は、はつきりと反対ときまつておるのでございませぬ。この法案の審議は別といたしまして、この法案がかかりませぬや、代議士の手元に、日赤の各支部や赤い羽根、白い羽根の募金会長あたりから、しきりにハイアライ法案を通してくれという電報が来ておるのでございませぬ。私はこれは笑えない日本の悲劇だと思つておられます。一生懸命に私財を投じ、國がなすべきところの社会福祉事業を民間人がやつておられます場合に、赤い羽根、白い羽根をもつてこれが援助いたしておられますことは、皆様の御存じの通りでございますけれども、しかしこのハイアライ法案を通してもらつてさへも、何とか金がほしいというこの日赤の態度、共同募金の現在のこの貧困な財政を考えますと、こういふ議員提案によるどころの、世にいわれる賭博法案のてら銭によるところの民間社会福祉事業の援助というものは、もつと真剣に考えられなければならぬと思つてございませぬ。従つてこのハイアライ法案の目的が社会福祉事業の資金を調達するためにあるとするならば、それ以外のまじめなまともな方法が考えられなければならぬことは、政府も当然だとお考へになるであらうし、議會としてもよりよい方法があるならば、何とかしなればならぬのでございませぬ。そこで私たちは、この社会福祉事業に對しましては、特別の金庫であるとか、また國からの起債のわくの割当であるとか、

か、何とか健全な方法がとられなければならぬと思つてございませぬ。が、こうした日赤の支部長や各都道府県の募金会長から、ハイアライ法案を通してくれというふうな電報を送つてでも資金を得なければならぬという、この民間社会事業の金のない現実に對して、厚生大臣は何とお考へになるか、私は厚生大臣の御所存を承つておきたいと思つておられます。他の法案とは別個にひとつお答えを願ひたいと思つておられます。

○平野委員長 堤君にちよつと申し上げますが、ただいま議題は三法案でございますので、いざれ回力球競技法案を議題としてその際に十分御質疑を願ひたいと思つておられます。なお、きようは大臣は参議院からも呼ばれておられますので、時間もありませんから、いざれ機会をつくりましますから、そのときに御質疑を願ひたいと思つておられます。もし大臣に御答弁があれば……。

○山縣國務大臣 たゞいま堤先生の御所見を拝聴いたしまして、日本のたゞいまの民用の社会福祉事業が、資金的にもその目的とするところの事業をされるに不足をいたしておつて、万全でないことは私も認めるのであります。何とかしてそういうふうな資金が各方面において十分に得られて、そして社会福祉事業というものが今後とも推進されましますことは、これは政府といたしても希望するところでありませぬ。ただ現在の募金の状態がどう行きますか、年額にいたしましてこれらの全部の希望を達成するだけの資金がまだ十分でない、また國家予算としていただいま御審議を願つておられます。

和二十八年年度予算には、これまた各委員の方々から見られますれば十分であるかもしれぬが、歴年の予算に比しましては相当程度増額をいたして御審議を願つておるのであります。今回日赤支部等からさうな電報が参つておられます事実は、私の手元に参つておられませんから承知いたしません。さうな事実があるいはあるのかもしれませんが、このハイアライ法案に關しましては、これがいわゆる賭博法であつて社会風教上の影響があるということでは困る、私が希望いたすのは、要するにこれは日本の社会福祉事業に對して何らか裨益をいたすということ、さういふ趣旨で立案せられておるといふことを私は承知いたしておられます。これは政府提案でございませぬで、議員提案である。議員提案といへば、これは皆さんの御提案でございませぬから、國會において御審議になつて、それを適当として國會を通過いたしますれば、政府はその方針によつて善処しなければいかぬのでありませぬから、ただいまそれに対して私は皆さんの御審議をまつという以外には方法がとれないのであります。しかしこれによつて弊害の起りませぬことを私も希望いたします。なおまた今後日本の社会福祉事業の、ことに民間の団体等が資金を得られますように、他のよりよい方法が考へをまつて、さうな方法をわれわれも持ちたいと思つておられます。それ以外にはただいま申し上げようもないのであります。

○山縣國務大臣 厚生年金につきましましては、標準報酬の引上げ並びにその他関連事項がありますから、この点につきまして、厚生省といたしても従来試案をつくつて、関係方面にいろいろ御相談を申し上げておる段階であります。これは御承知のように使用者の面にも相當甚大な影響のありますものであり、政府といたしましては双方の御意見を十分に拝承いたして、この厚生年金の問題は、たゞいまは大したことはありませぬけれども、今後は相當多額の積立金になり、また相當多額のいわゆる年金として支出する、従つてそれに対する使用者側等の負担も相當増大いたすと思つておられます。これは政府といたしては、双方の立場なり、いろいろな点も考へいたして、さうして万全を期したい。ただいませつかつくさういふ点について双方とも御相談を

いたし、またいろいろな点について検討中でありませぬ。今後ともその点につきましましては研究いたしたいと思つておられます。

○長保川(保)委員 今私が申しましたのは炭鉱労務者のことでありませぬが、これは至急急いでいたさませぬと間に合わないわけでありませぬから、特別な御配慮をいたさきたい。ことに政局が前途どうなりますか問題でありませぬから、ひとつこの点御考慮願ひたいと思つておられます。

○山縣國務大臣 厚生年金につきましましては、標準報酬の引上げ並びにその他関連事項がありますから、この点につきまして、厚生省といたしても従来試案をつくつて、関係方面にいろいろ御相談を申し上げておる段階であります。これは御承知のように使用者の面にも相當甚大な影響のありますものであり、政府といたしましては双方の御意見を十分に拝承いたして、この厚生年金の問題は、たゞいまは大したことはありませぬけれども、今後は相當多額の積立金になり、また相當多額のいわゆる年金として支出する、従つてそれに対する使用者側等の負担も相當増大いたすと思つておられます。これは政府といたしては、双方の立場なり、いろいろな点も考へいたして、さうして万全を期したい。ただいませつかつくさういふ点について双方とも御相談を

いたし、またいろいろな点について検討中でありませぬ。今後ともその点につきましましては研究いたしたいと思つておられます。

○長保川(保)委員 今私が申しましたのは炭鉱労務者のことでありませぬが、これは至急急いでいたさませぬと間に合わないわけでありませぬから、特別な御配慮をいたさきたい。ことに政局が前途どうなりますか問題でありませぬから、ひとつこの点御考慮願ひたいと思つておられます。

○山縣國務大臣 厚生年金につきましましては、標準報酬の引上げ並びにその他関連事項がありますから、この点につきまして、厚生省といたしても従来試案をつくつて、関係方面にいろいろ御相談を申し上げておる段階であります。これは御承知のように使用者の面にも相當甚大な影響のありますものであり、政府といたしましては双方の御意見を十分に拝承いたして、この厚生年金の問題は、たゞいまは大したことはありませぬけれども、今後は相當多額の積立金になり、また相當多額のいわゆる年金として支出する、従つてそれに対する使用者側等の負担も相當増大いたすと思つておられます。これは政府といたしては、双方の立場なり、いろいろな点も考へいたして、さうして万全を期したい。ただいませつかつくさういふ点について双方とも御相談を

いたし、またいろいろな点について検討中でありませぬ。今後ともその点につきましましては研究いたしたいと思つておられます。

から、とりあえずのところ三箇月ということにして先ほどの提案理由にも申し述べた通り、この面に今後とも万全を期したい、こう考えております。

○勝俣委員 ちよつと希望を申し上げたいと思います。日雇い労働者の方々が結核になつておられることもこれは事実でございます。しかし今医療につけないという不幸な立場にあるような次第でありまして、もし入院を必要とした場合には、三箇月であるけれども、やはり入院せざるを得ない。その後において、期間が過ぎたからというて、なおらないにもかかわらず療養所を出てくるといふわけにも行かない。こういうことになると、現在の療養所の施設でも常に足りないという現在において、おそくますます療養所の病床の不足を来して来るのではなからうかと、私は考えておる次第であります。ぜひこの点につきましては、なお療養所の病床の拡充にひとつ厚生省におかれても御努力あらんことをひとえにお願いいたしまして、私の質疑を打ち切ります。

○山縣國務大臣 ただいまのお話に対して先ほども答えましたが、大体三箇月では、結核患者のごときは療養できません。もちろん今後とも万全は期したいと思つておりますが、当面としては、やむを得なければ生活保護法に療養給付がありますから、そういうことでとりあえずやつて、なお今後この保険の万全を期したい。なおまた御指摘の点は今後とも留意をいたして行きたいと思ひます。

をまわし過ぎなさつていらつしやるのじやないですか。厚生大臣は参議院で連日お忙しいことはわかつておる。これから厚生大臣がお出になることはあまりないんです。それで私たちは厚生行政全般について質問したい。しかもハイアライ法案は政府から出されたものじやありませんから、私はもちろんハイアライ法案で政府をとつちめようとは思つておらない。それよりもお聞きの通り、民間の社会福祉事業の金をどうするかということについて、政府は真剣に考えようとしておられるのか、かつて考えたことがあるのか、また何か方法があるじやないかということに對して、政府は過去においてかく／＼の努力を払つた、またこういう方法もあると思うが、今はこういう段階で行き詰つておられるから、皆さんの御協力を求めるということの答弁があつたならば、それはそれとして私たちは法案の提出も考えておるんです。社会福祉事業資金については、今の答弁はちよつとピントはずれで、ハイアライ法案の答弁をなさつておるから、片がついていないことについて、頭のいい委員長がどうしてこれを封じなされる。私は決して大臣を困らせようと思わぬのであつて、厚生行政全般について提案以外のことをお聞きになるのだつたらというたしか委員長からの発言があつたと思うのです。ひとつどうぞそういう不公平なことをなさらないで、私たちも超党派的に御協力を申し上げておるので、御信用を願つて発言をお封じにならぬようにお願いいたします。大臣も一言言いたいだらうと思つておる。ピントはずれですよ。

○平野委員長 ちよつと申し上げますが、きようは参議院の内閣委員会にあらかじめ連絡をとりまして、十時からと公報にも公表し、大臣も十時から出席してお待ちいたしておりましたが、委員諸君の御出席が一時間も遅れて時間に食い違いを生じたわけでありまして、この点は御了承願ひたいと思ひます。次会からは時間の勵行をお願い申し上げます。

○山縣國務大臣 堤先生は別にハイアライのことを聞いたのじやないとおつしやつたが、しかしハイアライということがたしか質問の中に入つておつたと思ひましたから、私は懇切丁寧に御答弁申し上げるつもりで実は触れたのであります。それでただいまの民間の施設について云々というお話でございましたが、これは先ほど申しました通り、政府といたしては決して万全の処置をとつておるとは申し上げかねるのですが、しかしたとえば今度のこの社会福祉関係に対する予算に對しても、皆さんの御協力を得て私どもも努力をいたしたつもりであります。全体施設に對して二億圓、この二億圓は決して十分とは申せませんが、今後とも増額をいたすようにしたい。なおまた一般の民間の福祉施設に對して、生活保護その他いわゆる社会福祉関係の事務の委託をいたしております際には、それに対して予算も出しておるのです。しかしこれでは十分ではありませんから今後とも努力をいたしたい、かように考えておるのであります。

○高橋(禮)委員 内閣総理大臣が昨年の十二月二十四日の本会議で、厚生行政に關する施政の演説をなさつたのですが、これはきわめて抽象的なんで、

具体的にどういふことをなさるのか、どういふ程度の規模のことをなさるか、また今後厚生大臣は厚生行政に關してどういふ仕事をどの規模でもつてなさろうとおられるか、その具体的な御方針をまず第一に承りたい。

次には、時間がありませんから、医療関係の問題についてお尋ねをいたしますが、これは申し上げるまでもなく國民は健康な生活を営む権利を持つておつて、そして政府はまた社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上増進に最善を尽さなければならぬという憲法上の一つの義務を負担しているわけなのであります。ところが私の考えますところでは、現在の医療制度をもつてして、ほんとうに憲法が要求している、政府が憲法上当然な責務をなすべからぬ責務を十分果しているというふうに思はないわけですから、一例をあげますと、私は、現在の医療制度というものと、いわゆる医療精神というものが、ほんとうに一致しているのかどうが、非常に大きな疑問を持つておるわけがあります。國民全体の健康を維持するためには、まず病人の問題を解決するたればなりません。ところがその病氣の問題を解決するためにはこれは医療を抜きにして考えられない問題でありますから、結局まあ医療ということになるのです。ところが医療制度は、これは厚生大臣も御存じのように、どうも私は一貫した統一したものがないと思つた。たとえば社会保険に關する諸制度を見ましても、実に矛盾もあればまた不均衡もある。こういうふうな状態を思ふので、そこでお伺ひたいのは、医療制度というものをほんとうに医療精神に合致させるような

施策をとらうということについて、どういふふうなお考えを持つておられますか。

次には、また医療というものを、今の制度ではやや商品化するといつたような傾向があると私は思つておる。たとえば課税の問題等にいたしましても、普通の營業とほぼ同じような見方をしている。これは医療というものを商品化しているわけですね。そういうふうな見方で行くことは、医そのものの墮落を来す原因になるのではないかと、また医というものを良心的に医療精神に従つて遂行して行くということを阻害するものではなからうか、こういうふうなことを私は考えますし、また社会保険もいろいろの形態にわかれておりますが、これを一体化して根本的に統一ある組織、制度というものを打ち立てようというふうなことに對して、厚生大臣はどういふふうなお考えを持つておられるか。

それから先ほどハイアライの問題が出ました。私はもちろんハイアライの法案自体について質問しようとするものではないが、これは委員の質問の趣旨を考えまして、私は厚生大臣が当然これを明らかなるべきであると思つておる。と申しまして、これは、いわゆる社会福祉に關する行政というものが積極的にそして十分になされておりましたならば、おそろくこういつたような法律が頭を上げて来る余地は私はないと思つた。過去四年数箇月にわたる吉田内閣の施政というものが、厚生行政に對して熱意を欠いておつた。それがために厚生、社会福祉に關する仕事の対象となるものが増加して来た。そして社会福祉事業に對し

て見るに見かねて、これは何と解決しなければならぬという熱意のある人たちが、仕事を十分にやつて行こうとするためには資金が足りない、こういう事態が起りますことは、やはり政府の厚生行政に対する根本的な態度あるいはその熱意、施策というものに、欠くるところがあるからこういう結果になつたのだと思うのでありまして、このハイアライ法のごとき賭博公認法が頭を上げて来なければならぬというところに、私は厚生行政のきわめて不完全なものがあつたように思えるのでありまして、これらの諸点について厚生大臣の御所信をお伺いしたいのであります。

○山縣國務大臣 厚生行政全般にわたつての広範な御質問でありまして、とうてい短時間ではお答えできないと思ひますが、要点だけをお答えいたしたいと思ひます。なおまた、ただいま御質問の三点は、いずれも関連いたしておりますから、一括して御答弁申し上げます。

昨年の新内閣ができました際における總理の施政方針演説によつては、新内閣の厚生行政がわからぬというお話でありましたが、ただいま御提案を申し上げておきます昭和二十八年年度の予算案によつて、大体現内閣の企圖いたしておきます厚生行政の全般について御了承を得られると思ひのであります。これはたび／＼本会議あるいは委員等においても申し上げておきますから、できるだけ重複を避けたいと思ひますが、厚生行政に対して憲法二十五条を引用されてのお話がありましたが、これは各国の例を見ましてもなか／＼、厚生行政がこれでもう

完全だということとは、これは相対的なものであつて、言い切れぬのであります。日本の二十五条と同じような憲法を各国も持つておきますが、その各国の総予算と厚生予算との比較を見ましても、日本はそう私は減つてないと思ひます。ことに日本の終戦後におきます現在の国家財政の面から見ますれば、比較的申して、私は憲法二十五条にそう反して思ひないのであります。ことに予算委員会あるいは本会議等において承つておきますと、野党の諸君は、昭和二十八年年度の予算の規模の膨大であるということ指摘されているのであります。でありますから、総予算に対する厚生予算の比率は、昭和二十八年年度におきましては、これはいろいろ算定の基礎が皆様によつて違ふかもしれませんが、私のところでは八・四％でありますから、さうな見地から申しましても、たとえばイタリヤの例その他を引きましても、私はず／＼日本としては新内閣といたしましても相当の努力をいたして参つていゝと思つていゝのであります。もちろんこれでは万全ではありませんから、たび／＼私は本会議において申し上げておきます通りに、今後とも誠意をもつて万全を期して行きたいという決意を持つて厚生大臣を勤めていゝのであります。

新内閣の厚生行政に對する方針なり、あるいはどういふふうな規模においてやるか具体的にどういふお話でありますが、一言にして言えば社会保障制度審議会が答申いたしておきますの線、あの線に沿つて国家財政の見地から見ていゝ／＼政策を立てて参つて

おります。これはこの間たしか予算委員会でも申し上げたと思ひますが、社会保障を避けたいと思ひますが、社会保障制度審議会の言つておきます基本的な線は四つ、いわゆる社会保険と国家扶助と公衆衛生の面と社会福祉の面、この四つであります。社会保険におきましては、これは第二回の報告におきましても、日本の国家財政の貧困を認めていゝのであります。そのもとにおいて、まずもつて国民健康保険に對する給付の国庫負担を二割やれということでありましたが、社会保険の面でもまずやるのはこれであり、重点的に国家財政の見地からやれという答申でありますから、昭和二十八年年度予算におきましては、これはいろいろ問題もございまして、給付に對する国庫負担の予算の一割五分を私どももいたしましては努力をいたしたつもりでありまして、そのほか、たとえば他の社会保険の例におきましてもいろいろまだやりたいこともございまして、さうななか／＼財政の関係等においてできませんので、今後を期したい、これは絶えず申し上げておる通りであります。

第二の国家扶助の点におきまして、これも問題は生活保護法の関係であると思ひますが、基準の問題がいつも問題になります。本年は八千円に上げて、生活、教育、住宅等を含めて千二百二十円ということになります。これに對してもいろいろ御批判もあろうと思ひます。現に文化費とかその他の点においてはまだ十分でないことは私も認めますが、少くとも生活活においては、これは大体昭和二十二年のあの審議会の答申のカラーだけ

は保持いたしておると思う。その他のたとえば三十才から四十才までの若い者については軽労働の基準において大体二千二百、三百のカロリは保持いたす、これは軽労働でありますから、重労働をすればもつと上がる、さういふふうにして大体食生活においてはやつておる。但し文化費においてはこれは十分ではありませんから、今後とも努力をいたしたい。

それから公衆衛生の面においては、これはたゞいま医療の問題についてお話がございましたが、日本の医療体系を整備いたして、そしてやつて行きたい。もちろんこれは相当の金がいゝことでありまして、十分に参りませぬが、たとえば結核対策にいたしましても、十九万床を目標としてやつて行く、たとえばヘルス・センターの拡充にあたりまして、大体審議会の答申の通りの十萬単位は――昨年の大体十萬単位に近づきつゝある。アフター・ケアもわずかに二箇所のテスト・ケースでございますが、これも本年初めて頭を出した。それから予防対策、癩その他におきましても、本年度多少増額をいたして参る。不十分ではありますから、まずさういふふうな精進は続けておるのであります。

それから社会福祉の面におきましては、これは皆さんの御努力によつて、これもあるいはまだ十分ではございませぬけれども、母子対策に對しては一歩頭を出して、そして軌道に乗りつゝある。その他ごまかいことは、時間がありませんから省略いたしますが、さういふふうな努力で、大体社会保障審議会の答申にありまして、また企圖いたしておる社会保険、あるいは国家扶助、あるいは公衆衛生、あるいは社会福祉のこの四つの面に對しましては、少くとも精進は続けておるのであります。なお今後とも私は努力をいたしたいと考へております。

なほ社会保険の統合に對しましては、これはたび／＼予算委員会等において私が申し上げた通りであります。たとえば労働省関係の労災あるいは失業保険等を統合いたす、あるいは厚生省所管の健康保険、厚生年金その他を統合いたす、これは私は理論としてまた目標としてはさうあるべきだと考へております。またそれに対しての研究、努力は続けなくちやいかぬと思ひますが、これにはやはりいろいろ發展過程もありますし、たとえば英國等の例によりまして努力して一九〇〇年によつて一九二八年のときに獲得した。しかもそれはりくつだけはいかぬ。歴史的な發展過程がございまして、今後とも目標は、ただいま申しましたように、統合すべきものは統合いたす、また被保険者の立場から見ても、あるいは国家の立場から見ても、統合すべきものは統合し、整理すべきものは整理する、あるいはまた調整すべきものは調整する、この努力は続け参りますが、これはいろいろまた技術的の問題がございまして、今後研究努力をいたしたい、かように考へております。

○平野委員長 なお政府側から安田社会局長、健康、厚生年金、船員保険課長も参つておられますから、御質疑があれば、御発言を願ひます。

○高橋(福)委員 大臣の御答弁を伺つ

ていますと、全体的に、まあ厚生行政は大体やるだけのことはやつていて、これ以上のことはできないんだと、私の感じですが、いかにもそういふふうに見えるのですが、申し上げるまでもなく、多数の国民の中で貧乏人をどういふふうに解決して行くか、病人の問題をどうするか、犯罪人の問題をどうするかというところが、一番基礎的な、政治の上で、骨は折れまされども、非常に崇高性と申しますすが、倫理性のある、そして国家がぜひとも気をつけなければならぬ問題なんです。そしてそれらの貧乏の問題、病人の問題等を考えますときに、現在の国情からいたしますと、際限のないほど厚生行政の対象となるべきものがあるわけでありまして、これだけやつたら、まあ、といたつたような安易な気持を持たれるべき筋合いのものでないと私は思うのであります。国家財政の面から考えましても、それは金を重点的にどこにまわして、効率的にそれを使用して行くという問題でありまして、私は今の国情から見て、厚生行政方面にもつとなくさんの予算をとつて仕事をされなければならぬ、そうしなければ日を見ない国民がたくさんおつて、憲法がせつかく福祉国家などど銘打っておりますけれども、その実はその名に沿わないものがあるんだというふうに思えるんであります。厚生行政の最高の責任者である厚生大臣が、まあ、これで満足だといつたような気持を持たれたのでは、内閣に対する関係におきましても、将来私は決して喜ぶべきことではないと思ふのであります、厚生大臣はせつかくこの方面に熱意を持つておつしやる

んですから、今の答弁に現われたようなお考えよりは、もつと一層の熱意を持たれて、厚生方面になお足りない、なお足りないという気持でもつて精進されるようになされるのが当然であると思ふのであります、その点について一応お伺いしておき、なお時間がないということでありまして、後日またその他の問題について御質問申し上げたいと思ひます。そのときは御出席を願ひたいと思ひます。

○山縣國務大臣 厚生大臣が厚生行政をとりましますのについての心構えをお教え願ひまして、拝承いたしました。私は決してこれだいいいことを一言も言つた覚えはないのであります。私は相当熱意と努力を払つて参つておりますので、その結果に対する御批判はお立場上自由であります、私は誠心誠意今後も精進いたしたいと考えております。

○平野委員長 他に御質疑並びに御発言はありませんか。——御発言がないようでありますから、本日はこの程度でとどめ、次回は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。
午前十一時三十九分散会